

国立大学教育研究評価委員会（第24回）議事録

1. 日 時 平成22年3月12日（金） 15:00～17:00

2. 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3. 出席者

（委員） 岡田委員、金田委員、北原委員、木村委員、神津委員、河野委員、  
児玉委員、五味委員、齋藤委員、鈴木委員、瀬戸委員、館委員、  
丹保委員、中渕委員、中野委員、橋本委員、廣部委員、  
マルクス委員、松岡委員、牟田委員、和田委員

（事務局） 平野機構長、川口理事、工藤理事、鈴木教授、脊山客員教授、  
小杉評価事業部長、高瀬評価第2課長 外

議 事

- (1) 第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の方向性について
- (2) 「国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況の評価方法に関する検討について（依頼）」への対応について
- (3) 「第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定」の実施体制について
- (4) 国立大学教育研究評価委員会の今後のスケジュールについて
- (5) その他

- ・ 第23回議事録案が承認された。
- ・ 川口理事から「研究業績水準の判定に関する法人からの提出状況と専門委員による判定結果」について、報告があった。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、国立大学教育研究評価委員会第24回を始めさせていただきます。議事に入ります前に、川口理事から研究業績水準の判定に関してご報告いただきます。

● まず最初に、議題に入る前にご報告申し上げたいことがございます。「取扱注意」と書いてある資料です。

研究成果の状況については、各大学のそれぞれの組織で研究業績をSS、S、A、B、Cという5段階で判定していただいた上で、SSとSを出してくださいとお願いをして大学から出していただきました。以前の委員会での評価報告の際に、研究水準の判定に関して、大学としては、内部で絞り込んで出したものをピア・レビューアがどのように判定したかについて結果を知りたいという意見が非常に多く寄せられていることをご報告いたしました。

確定作業の説明会でも知らせてほしいというご意見が多数あり、国立大学協会の評価委員会からもぜひ知らせてほしいという強い要求がございました。機構といたしまして、どうするかを文部科学省ともご相談し、対応いたしましたのでご報告させていただきます。

それぞれの大学がSSもしくはSであると判断されて提出いただいた研究業績の件数が実際にピア・レビューアが判断した結果、何件になったかについてお知らせしてはどうかということで、全組織から出てきたもののトータルをまとめた表がございます。

すなわち、法人から学術面でSSと自己判定して出されたものが6,817件、大学評価・学位授与機構側のピア・レビューアが判断した結果、学術面に関してSSだと判断したのが3,449件ですから、ほぼ半分です。残りの部分はS、あるいはS未満になったということです。

例えばSSは、説明会の際に、大学やピア・レビューアからどのようにして選んだらいいか、あるいは一体どのぐらいの件数があるのかなどのご質問があり、例えば非常に国際的に評価されている分野であればそれは多くなるとお答えいたしました。全体で見れば、5段階のうち、SSに当たるものは5%ぐらいかとお答えしてもいました。結果的には、上の合計の括弧の中は5.1%ですから、ほとんど想定した数字です。

ピア・レビューアの方が非常に的確に、厳正に評価していただいた1つのいいエビデンスという気がいたします。

それから、大学によっては、自己評価が非常に厳正に行われていて、大学の自己評価と判定結果がほとんど一致している大学もありました。大学はSと判断したものがSSと評価されたものもございましたが、大部分は半分ぐらいになったという結果でございます。

次の評価に向けて参考にしていただくために、大学にどうお伝えしようかということで機構の中でも議論いたしました。

最初、ピア・レビューの方々には、判定結果は大学へはお知らせしないと申し上げていた事情があったので、ここまで大学にお知らせすることをご了解いただきたい旨のお願いと全体の総評のお手紙をお送りしました。

また、1カ月の間、このことについてご意見があったらいただきたいとお願いした結果、ご意見は1通もなかったので、ご了解いただいたものと判断させていただきました。その上で、総評、全体の表、手紙をそれぞれの法人の長の方、学長の方、機構長の方にお送りいたしました。こういう数字は、とかくランキングされる懸念があるため十分ご留意いただきたいことと、それぞれの法人の中の各部局がどうであったかを、ご希望があれば、お送りする旨も書き添えてお送りしました。

その結果、90法人のうちの60法人ぐらいの学長から、ぜひ知らせたいと連絡があり、ご請求いただいたところには部局ごとの判定結果をお送りいたしました。

各大学からは、次の確定作業に非常に参考となり有効であるとポジティブなご意見をいただいておりますことをご報告申し上げます。

○委員長 何かご意見、ご質問がございましたら頂戴したいと思います。よろしゅうございますか。大分のお手間がかかったのですね。ご苦労さまでございました。

● 国立大学協会の評価委員会の委員長と二、三回、委員会でもご説明した上でご了解いただきました。

● 私は4月から機構長として就任しておりますが、皆さんにご協力いただいて感謝しております。実は3月まで評価を受けておりました、現場では悩ましいSS、Sをどう絞り込み、自分たちが水準として認めたところのものだけを出すというので、ものすごく苦労いたしました。通常甘いデータが出てくるものですから、説明して理解を求め、絞って絞ってきたものです。そういう自分たちの思っていた判断がどのように第三者の審査の先生方が見てくださるかは、大学を運営し、あるいは激励して育てるためにも重要であると思いつけていたものですから、機構内の方々にそのような気持ちでお願いをいたしました。

とはいえ、手続等を十分踏むために神経を使いました。一番の願いは、数字をとっているわけではありませぬので、その数に変な形で外部で統計的に悪利用されないようにだけは注意をしなければいけないというご理解を求めつつ、来たところであります。いろいろご心配をかけました。ありがとうございました。

○委員長 もし特別なご質問がなければ、議事に入りたいと思います。よろしゅうご

ざいましょうか。

1つ目「第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の方向性について」でございますが、第2期がやがて始まります。その評価方法をどうするかということで、ワーキンググループが動いてくださっております。そのワーキンググループのご議論の結果をご報告いただいて、ご議論いただきたいと思っております。

○ それでは、ワーキンググループの検討状況について報告いたします。ワーキンググループは、平成21年12月10日と平成22年2月4日の2回にわたりまして会議を開催いたしました。色々検討を重ねて、資料にありますような第2期中期目標期間の評価方法の方向性のワーキンググループ案を取りまとめました。案の取りまとめに際しましては、本委員会第23回で説明しました、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの検討依頼を踏まえまして検討を進めました。また、検討を進めるに当たって、平成20年度に実施いたしました「『国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価』検証アンケート結果報告書」を参考にいたしました。詳しいことにつきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○ 委員長 ワーキンググループを2回やっていたらいいようにございますが、この結果がまとまりましたものは、文部科学省の国立大学法人評価委員会にまた報告しなければいけません。今日できればご同意をいただけるところまで行きたいと思っております。それでは事務局から詳細を説明してください。

● それでは、参考1という資料、これはワーキンググループの委員の名簿ですが、丹保委員長の指名により専門委員として梶山委員が新たに加わっております。

それから、参考2が文部科学省の国立大学法人評価委員会からの検討依頼になっております。ワーキンググループでは、「(2)第2期中期目標期間における評価」の一番上の留意点、「平成20年度に実施した評価作業の検証を行い、それを踏まえ、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討を行い、本年度中を目途に基本的な枠組みを決めること」につきまして、検討していただきました。

平成20年度に実施いたしました評価作業の検証としましては、席上にも検証結果の冊子をご用意させていただいておりますが、その結果を参考3に検証結果報告書の分析として整理しております。

参考3について、主なところだけ説明をさせていただきます。「(1)達成状況の報告書の作成」に関しまして、「⑤達成状況報告書の内容」について、全評価者の4割の方

から「十分に記されていた」という回答を得ているということです。「⑥達成状況報告書の作成の作業負担」につきましては、全法人の8割の法人が「負担であった」という回答をしているということです。「(2)評価方法と評価結果」につきましては、「②訪問調査」について、全法人の3割しかこの方法を支持していないということです。「④評価結果とその開示」につきましては、法人の4割が評価結果について「適正であった」とお答えいただいております。「⑤意見申立て」につきましては、申立ての対象を拡大すべきとの意見が非常に多かったということです。

それから現況分析になりますが、まず「(1)現況調査表の作成」に関しまして、「④現況調査表の内容」について、教育・研究ともに評価者の5割、約半分から内容が十分記述されていたという回答をいただいております。「⑤作業負担」につきましては、全法人の7割が「負担であった」と回答しているということです。とくに研究における現況調査票の作成につきましては、研究業績の説明書の作成等の負担が多いという回答をいただいております。

それから、現況分析の実際の評価の関係ですが、「③評価結果」につきましては、法人の5割が適正であったと回答しているということです。意見申立てにつきましても、対象範囲を拡大してほしいという意見が多いということです。

それから「(3)研究業績説明書とその判定」につきましては、「①「SS」「S」の基準」について全法人の2、3割しか明確に判断できなかったということです。

「③提出範囲」では、自由記述の意見として、一部のすぐれた業績のみを対象とすることを支持するという結果を得ております。「④判定結果」につきましては、評価の判断材料にとどめ、公表すべきでないという意見もございました。

こういったことを踏まえまして、今後効率的な評価を実施するために、検討しなければならぬ点もありますが、評価方法を大幅に変えると逆に混乱を招くという意見を多くの法人から得ていることもあり、評価方法の大幅な変更はしないということを基本に、資料2の「第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の方向性について(案)」としてワーキンググループでまとめていただいたということです。

それで資料2ですが、1枚目が達成状況と現況分析に関する全体的な前文として書かせていただいているものですが、まず、第2期中期目標期間における平成22年から25年までの4年間の業務の実績について実施する教育研究の状況の評価については、「国立大学法人としての社会的役割を考慮しつつ、教育研究等の「成果」、及び「質の

向上」を重視する評価を実施するものとする」、評価方法については、「第1期中期目標期間における教育研究評価の方法を基本的に踏襲する」としています。また、評価結果については、「法人の教育・研究活動の改善に資するとともに、社会に対する説明責任を果たす内容とする」となっております。

こういったことを踏まえまして、達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の評価方法の方向性を示すということになっています。具体的な実施内容につきましては、「評価の効率化が図られるよう今後さらに検討していく」ということを前文として書かせていただいております。

中期目標の達成状況評価に関しまして、「(1)評価方法」につきましては、「法人ごとに作成される「中期目標の達成状況報告書」に基づいて、中期目標達成状況評価を実施する」。「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」あるいは「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」に掲げられた教育研究に関連する中期目標の達成状況、及び中期計画の実施状況について評価を実施する」。

このあたりは第1期を踏襲するという事です。

「(2)判定方法」としましては、「中期目標を「大項目」「中項目」「小項目」の3階層に区分し、「小項目」に関連する中期計画の判定結果を中期目標の各階層へ順次積み上げて、中期目標の判定を行う」。これも第1期中期目標期間における評価の方法を踏襲しておりますが、具体的な積み上げ方法については検討することとしてはどうかとしております。

「中期計画では、計画の実施状況はもとより、得られた成果が中期目標の達成に寄与しているかどうかを重視する判定を行うこととしてはどうか」。「評価は、学部・研究科等の現況分析の結果も勘案して、総合的に実施することとしてはどうか」としております。

「(3)評価作業」につきましては、「書面調査及び訪問調査で実施することとしてはどうか」。「書面調査は「中期目標の達成状況報告書」及び「大学情報データベース」等の情報をもとに実施することとしてはどうか」。「(4)評価結果」に関しましては、「中期目標の各階層における達成状況の判定結果を示すこととしてはどうか。なお、判断理由や改善すべき点などの示し方については、今後検討することとしてはどうか」としてしております。

「(5)実施体制」につきましては、「達成状況判定会議を編成するとともに、評価作

業に応じた評価者数で対応することとしてはどうか」としております。

今後、具体的に検討が必要な主な事項として6つほど整理させていただいております。1つ目は、第2期中期目標期間における教育研究等の質の向上を重視する評価方法、2つ目が成果をより重視する評価方法、3つ目が訪問調査の具体的な方法、4つ目が評価結果の具体的な内容とその公表方法、5つ目が大学情報データベースの活用方法、6つ目が意見の申立ての方法といったことが、今後の検討を必要とする事項として整理させていただいております。

4ページが、学部・研究科等の現況分析の方向性です。「(1)評価方法」ですが、「学部・研究科等ごとに作成される「現況調査表」に基づいて、学部・研究科等の現況分析を実施する」。「現況分析は、学部・研究科等の教育、あるいは研究の目的に照らして、教育・研究の水準及び質の向上度についての評価を実施する。質の向上度については、第1期中期目標期間終了時と比較する」としております。

「(2)判定方法」につきましては、「教育研究の水準」では、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、学部・研究科等が想定する関係者の期待にこたえているかという視点で判定を行うこととしてはどうか。「判定に当たっては、分析項目及び観点を設定し、観点の判断をもとに分析項目の判定を行うこととしてはどうか」。

「分析項目及び基本的な観点については、第1期中期目標期間における教育研究評価の分析項目及び基本的な観点を踏襲することとしてはどうか」。「研究成果の状況に係る分析項目については、学部・研究科等を代表する優れた研究業績についても分析を行い、判定することとしてはどうか」。「質の向上度」では、第1期中期目標期間終了時と評価時点の水準を比較・分析して判定を行うこととしてはどうか。具体的な方法については、今後検討することとしてはどうか」。

「(3)評価作業」に関しましては、「書面調査で実施することとしてはどうか」。「書面調査は、「現況調査表」と「大学情報データベース」等の情報をもとに実施することとしてはどうか」。「(4)評価結果」につきましては、「各分析項目及び質の向上度の判定結果を示すこととしてはどうか」。「(5)実施体制」は、「現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成するとともに、評価作業に応じた評価者数で対応することとしてはどうか」。

現況分析についても今後、具体的な検討が必要な事項として整理させていただいてお

ります。1つ目が、法人の特性を踏まえた学部・研究科等の目的に照らした評価方法、2つ目が成果をより重視するといったための評価方法、3つ目が第1期中期目標期間終了時と比較した教育・研究の質の向上度を重視する評価方法、4つ目が研究業績の分析方法、5つ目が現況分析結果の具体的な内容とその公表方法、6つ目が大学情報データベースの活用方法、7つ目が意見申立ての方法ということになっております。

なお、この方向性につきまして本委員会で決定していただく際には、文中では「何々してはどうか」となっておりますが、決定された上では「何々する」という表現に改めまして文部科学省の国立大学法人評価委員会へ報告して、3月25日の文部科学省の国立大学法人評価委員会総会で諮られることになるかと思えます。以上です。よろしくお願いいたします。

○ これは私どものワーキンググループの案でございます。案ですから「としてはどうか」というのを入れてありますが、本委員会で審議いただき、「案」をとっていただく際に、「としてはどうか」の部分もとっていただきたいと思えます。「対応することとする」と語尾を整えた上で「案」をとっていただくのが本委員会の考え方であることになると思えます。

○委員長 それでは、議論が終わったら、もう1度ワーキンググループの主査に見ていただきます。修正をお願いいたします。

● 先ほどのご質問のアンケートの回収率ですが、達成状況評価に関しては、90法人全部からご回答いただきましたので、分母は全90です。

現況分析については研究と教育で少し違いますが、98%ぐらいの回収率で、ほぼ全学部・研究科からいただいています。それから評価者に関しましては、70%強の方々からご回答いただいて、それが全部分母になっています。何割という際の分母はそのような数であることをご理解いただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○委員長 どうぞ。

○ 資料2の2ページの中期目標は、法人が自ら作成した中期目標でございますね。

● はい。基本的には法人が提出したものについて、必要な箇所は文部科学大臣から修正を求められますが、それに応じた上で作成された中期目標ということになります。

○委員長 文部科学省を通ったというプロセスが1つ入っているのですね。

● はい。

○ そうしますと、これは第23回本委員会も含めてこれまでたびたび問題にされた



ことですが、目標到達度を問う前に、目標そのものの妥当性・正当性が問われなければならないと思います。逆に言えば、目標そのものの妥当性を問うプロセスがあるかどうか、到達度評価の正当性を担保する根拠として求められます。たとえば、中期目標として、より高きを望んで、少し背伸びをしながらも高い目標を立てた法人と、実現できそうなものだけを設定した法人とでは、成果の目標到達度の意義は同一ではないと考えられます。そうであれば、目標達成度評価は常に中期目標そのものの妥当性・正当性に立ち戻らないといけないのではないのでしょうか。このことは、確か度々話題に上ったと思います。

つきましては、今回のワーキンググループのお話し合いの中で、これまで本委員会で検討されたこと以外に、この点に関して何らかの進展があったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長 水準の議論をした時に随分やりまして、水準がどうかというのはだれがどこで判定するか。色々な人が見ているからという様々な話がありましたが、明確には結論は出ていなかったと思います。

機構長。私はもう大分前に国立大学協会を去っておりますので、つい最近の国立大学協会の議論はどのようになっておりますか。

● 私は国立大学協会のごく最近の議論はつかんでおりませんが、今、課長から説明がありましたように、各法人から目標計画を出すわけでありましたが、文部科学省の下に委員会ができておりまして、そこで内容にまでかなり踏み込んだ議論をしております。そこで、大学から提出があったものについて、ここはこういう風に行くべきであるとか、こういう風に修正を求めるとか、前と比べて数字はこれでいいのかと大学に問い合わせをして、大学側が、また再度検討をした上で、最終的に認めて文部科学大臣に上げ、文部科学大臣で最終的な指示をしているというプロセスを踏んでおります。先生がご期待をするようなところについては、ご期待度にはよりますけれども、委員会としてはそういうところは踏まえて議論はしてございました。

○ そうだとしますと、評価の対象となる中期目標は、事前に何らかのチェックがなされ、中期目標そのものにも妥当性があるという前提のもとに、以後の作業を進めてよろしいということになりますね。

● はい、その会議を踏まえて、各大学に戻しております。

○委員長 よろしゅうございますか。それは文部科学省が大学を維持している、お金

を出しているというところで、大学との間のやりとりの中で、一応のレベルは担保されているという理解でよろしいわけですね。

● 新聞でも一部公表されていたとおりで、どのぐらいの大学が何件修正を求められたかということも公表されております。

○委員長 そうでしたか。よろしゅうございますか。ほかにご意見はございますか。基本的には1回目のサイクルをベースにして、2回目も、色々修正をしながらご意見をまとめていただいたと思います。

○ 私はこのままで結構だと、まず申し上げます。参考資料を参考のためにお伺いしても良いでしょうか。

参考資料2の別添です。平成21年6月に文部科学省の国立大学法人評価委員会が第2期のためにつくられた、基本的な考え方が示されていますね。3ページの第1番目に、附属病院の問題が出ているのです。

法人の附属病院、附属学校は、大学評価・学位授与機構が行う大学における教育研究とは性格が違うから国立大学法人評価委員会が別途行うとあります。これはこれで見識だと思うし、確かこの場で第1期の途中で、同じようなことをご質問して同じようなご回答があったので、第2期もやはり同じで動くつもりで、こういう風に表されたのだと私は理解しています。しかし一方で、これは小さな話になって恐縮ですが、日本が持つ医学研究が問題として予てから言われているのは、基礎医学研究、あるいは医学生物学研究というものに対して、臨床医学研究が少しどうかというのが言われ続けてきているのです。そうすると、別個に評価いたしますとどういうことになるのだろうか、私は今でも思っています。

例えば研究科に属する職制から言うと、教授、准教授の方々は併任という格好で普通は病院で働きます。そこから下の部分は、実は最もアクティブな、エンカレッジしなきゃいけない方々が別途の評価でもって行われる評価とのリンクがあまり関係ない形で動くとしたら、法人全体に与えられる交付金みたいなものに手の入れようがもう少しあるのではないかという部分が見落とされはしないかという心配を以前から持っておりました。そこで、平成21年度で第1期目が終わりますので、最も情報に通じていられる方に、これを質問させていただければ。

○委員長 多分、附属病院と附属学校というのは大分違うと思います。附属学校は小中学校も入って幼稚園までありますから、それは別扱いかもしれませんが、附属病院と

というのは、もしかすると大学の分かれ難い一部であることもございますので、その辺をどのように考えるかの情報や、何かご議論、ご経験はございますでしょうか。

● 私自身の方では、これ以上のことについて踏み込んだ議論はまだしておりませんが、国立大学法人評価委員会ではいかがなのでしょう。

○ 私はもっと古いのですが、医学は教育と研究と診療と3つの分野がありますよね。教育と研究は本委員会でやるわけですね。診療の部分はやらないということになりますかね。我々が文部科学省の国立大学法人評価委員会から委託されているのは教育と研究だから、医学教育、医学研究は本委員会でやるという仕分けになっているのです。

● そうです。

○委員長 診療の現場教育はどうなるかというご質問内容でございますよね。

○ はい。医学評価で、ここで実際に評価されたかどうか、残念ながら私は覚えていませんが、多分されていないと思うのです。座布団は病院に属しているのに、その上に座っている人は違う対象なのは非常に重要なことだと先ほど申し上げたとおりです。もう一つ、実際に臨床医学の立場だけをアピールするみたいですが、ただ、公衆衛生指標というものが幾つかありますが、ほとんどその世界のトップにずっといるのに学術・研究の上で評価されることなしにずっと進むというのは、あまり形がよろしくないと思います。ここで相談するわけではないということ承知の上で話をしています。

○委員長 その辺のことを文部科学省とお話いただく機会を得られますでしょうか。

● 今ご意見を承りましたので、どう考えるかの結論については、私ども委託をされて、評価する立場でありますので、どこまでが範囲かというのは、また詰めてお話をしでご報告したいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長 大変重要なことでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、病院の臨床教授の方はたくさんいますが、そういう医学系の方の数字は今度の評価の中に入っているのですか。

● 教育・研究の分に関しては全部入っています。今回の現況分析でも全部入っております。

○委員長 そうすると、その方が研究的なことをやっている分はここで見ているが、臨床の、病院でお仕事をなさっている分の評価は我々はしていないということになりますね。

● 診療活動等はありません。

○委員長 やはり大学病院というのはかなり分ち難くありますし、学生も出入りしております。この辺を文部科学省と調整いただければと思います。

● 重要なところだと思いますので、わかりました。

○ 私も文部科学省の国立大学評価委員会の委員をしておりますが、そういう面について特に詳しく話した経緯はないと思います。特に第2期はさらに附属病院については独自に評価する様な感じで話されております。ですから、今の教育・研究に関しては、医学部の附属病院でしょうから、教育研究ということでやっている状態だと思うのです。ただ、注意をした方がいいと思いますので、私も委員としては気にしておきます。

○委員長 お願いいたします。農水系のフィールドセンターであるとか、色々なものを全て本委員会ですべてやっておりますので、医学だけ外す理由もないかもしれません。大きさが極端に大きいところもございまして、どうぞよろしくご議論いただけるようにしてください。ありがとうございました。大事なところでもございました。

○ 参考3の表ですが、体言止めの文体は解釈がしにくいのではないのでしょうか。例えば2ページの到達状況評価の「報告書の分析内容」の欄には「法人8割／評価者の8割が適切」と書いてありますが、日本語としては不備で、一体何が適切であったのかが判りにくいと思います。国民へ周知徹底するという観点から見れば少し不十分ではないでしょうか。

○委員長 これは公表する資料ですか。

● 公表はいたしません。

○ 少なくとも日本語としては読み取りにくいと思います。「8割が適切であるとした」とか「適切であると答えた」とすれば意味がわかります。体言止めは簡潔ではありますが、意味があいまいになるおそれがあります。

○委員長 母集団の件も合わせて考えていただけますか？

ほかにございませんでしょうか。もしございませんでしたら、基本的にこの形が出ていくことにさせていただきます。前から何回か申し上げたことがあるのですが、評価の中で法人が非常に困ってしまっていることについて書く欄が全くないのです。一回目はいいとして、やはりそれはどこかに書かないといけないと思います。いいことだけ書いて頑張れよで、その裏を見たらとんでもないことが起こっていることが、私は現場を預かっておりましたので、あるような気がします。評価というのは、ここが改善されれば

劇的にいくことが多分あると思うのです。すねの傷の部分がどの大学もたくさんあります。一般論としてもあると思います。そんなことについて議論するチャンスがあるかないかも、本委員会で議論しておいていただけないかと、個人的にずっと思っていました。

褒めるだけではどうも木に登るだけで、下の方へ落ちた人を全然見ていないということになりかねない。要するに、その大学の中で、下の5%の人は何をしているのだろうかということもきっと国立大学では重要な問題だと思うのです。そんなことは評価の中で議論できるかできないかも、もしご議論いただけるものなら、第2期、第3期でも構わないのですが、それをやるが良いか悪いかを含め、色々な風にお考えいただけるとありがたいかなと第1期の責任者を務めた者の感想でずっと思っていたことでございます。

○ 2カ所ぐらい出てくるのですが、資料2の3ページの(5)の実施体制、「評価作業に応じた評価者数で対応する」とあり、大体イメージはわかるのですが、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

● 基本的には、まず、達成状況判定会議を編成するというのは1期と同じでございます。こういう表現にならざるを得なかった最大のポイントは、今回、中期目標の計画数が1期と比較して随分少なくなっており、小項目に2つしかないところが多いのです。計画数が大幅に減っておりますので、この評価者数はかなり圧縮できるのでないかと期待しております。これから出てくる書類にもよるのですけれども、その辺も含めて、実はこういう曖昧模糊とした表現になっております。基本的には、判定会議を設けることは1期と変わりません。構成メンバー数に関しては規模に応じて、基本的には1期よりも少し減らせるという意図であることをご理解いただければと思います。

○ 要は、全体の評価者数を見直すということですね。わかりました。

○委員長 必要十分ということですね。

○ 中期目標の項目数が減るわけですから、多分減らすことになるでしょう。これは方向性についてですから、まだ具体的ではないのです。ですから、今とあまり変わらないような面がありますが、今までの方向性とは関係なしに、これからも今までと同じような方向性でいくとお読みいただきたいと思います。基本的に変わったということはありません。

● 参考3の1枚目のとおり、基本的には今回の評価方法を大幅に変えることはせず

対応します。これが1つの大きな方針でございます。その上で、後ろの表にあるようなポイントに関しては、先ほど資料2でご説明した3ページ目の「◆大学情報データベースの活用方法」等を例にしますと、現在90の国立大学法人全てのデータが既に入っております。2期は毎年のデータが確実に入っておりますので、変化はそういうところを分析しておけば、相当いろいろなことはわかるはずで、その辺が整備されてくれば評価者数をかなり減らすこともできるだろうということがあって、曖昧な表現になっていることをご理解いただければありがたいと思います。

○ わかりました。もう1点。資料2の2ページ、(2)の3つ目の○に「評価は、学部・研究科等の現況分析の結果も勘案して、総合的に実施することとしてはどうか。」とあり、これは大いに賛成します。私自身の経験では、全体会議での総合判定のときに、現況分析の反映が少し薄かったのではないかと思います。総合判定の中で現況分析の結果と、確か2ランク違わないと判定を変えないという実務がとられ、実際にも判定が変更されることはなかったと記憶していますが、現況分析を眺めた印象としては、もう少しその中身につき、達成状況評価と現況分析の間のコミュニケーションがとれたら良かったという感想を持ちました。提案の総合評価は、次期の評価時に、ぜひこの方向でお願い申し上げたく思います。

○委員長 ありがとうございます。

○ 少し後戻りになって恐縮ですが、先ほどの附属病院の件ですが、ここを読みますと、やはり附属学校についても議論があるのですが、附属病院は医学部の先生が大体おやりになりますので、何となくわかるのですが、要するに確認です。この趣旨からして、附属学校については触れなくてよろしいのですね。つまり、附属病院についてだけもう少しあれが必要なんじゃないか、臨床のあれについて、教育とか、そういう側面についてお話を文部科学省とすり合わせるというお話ですか。

確か、できるだけこういう面倒くさいところは避けようというのがまず最初にあったと思うのです。その時に、附属病院は大分問題になりました。先生のほとんどが医学部の教員の方なものですから。ところが、実際に附属学校は、校長先生が教育学部からいらっしゃるので、これは小中学校、はっきりと初等教育や、中等教育なので、一応別でよろしいのではないかとということで、この問題については、文部科学省にお願いするというような形でまとめたと思うのです。今のご議論で附属病院について確認することになりますと、この参考2の3を見る限りは、附属学校についてもその点を確認しな

くていいのかどうか、少しひっかかるので確認させていただければと思います。附属学校は考えなくても良いのであれば、私は、もちろん大変手間が省けますから結構だと思います。

○委員長　これは機構長が文部科学省にご相談いただく時に、今の点も含めてお話しいただいて、大学レベルでの教育研究に非常に緊密に関係している附属病院、小中学校ですと教育学部は大変関連していると思いますが、それなりに独立に動いておりますことをどう見るかということ、少し意見交換をお願いできればと思います。

●　わかりました。そのあたりを詰めていけるようにいたします。

○委員長　よろしく願いいたします。

●　今、文部科学省から資料をいただきまして、同じように附属学校の評価については、別々にそれぞれ定められてきちんと評価をやっているようです。一応それぞれが別の形で書式も違うものが出ています。附属病院の場合には、その辺はどうかを確認したいと思います。

○委員長　文部科学省がそう仕切ってやっているのだと思いますが、大学の評価という中で附属病院を外しておいても大丈夫かというご発言がございましたので、附属病院がどうリンクするかを全く切り離してよろしいかをご議論いただければと思います。

●　今ご意見がありましたように、大学の中のかかなりの教員が一体になって動いていきますので、附属病院・附属学校がそうではないと言にくいのですが、密度としては全然違うという理解を私も持っております。そういう点を踏まえて意見交換したいと思っております。

○委員長　一応の仕切りは多分できているのだと思いますが、それで良いかという話はまた別な問題だと思います。本委員会の発議でございますので、よろしく願いいたします。

●　附属病院の評価に限りましてご説明します。附属病院の評価については、評価の共通観点1というのが、質の高い医療人育成や、臨床研究の推進と教育研究機能の向上のために必要な取り組みが行われているか(教育研究面の観点)というものです。それから2つ目で、質の高い医療の提供のために必要な取り組みが行われているか(医療面の観点)。それから3つ目、継続的、安定的、病院運営のために必要な取り組みが行われているか(運営面の観点)。これら3つの共通観点で、附属病院の評価を行うということです。

その上で、文部科学省の国立大学法人評価委員会は、中期計画の実施状況を調査分析するとともに、大学評価・学位授与機構が行う学部・研究科等の現況分析の結果も参考にしつつ、附属病院の特性に配慮して中期目標の達成状況に基づき評価を行うべきことが、文部科学省の国立大学法人評価委員会の評価方法のところに書かれています。

○委員長 「参考にしつつ」でよろしいと思いますが、ただ、国立大学法人を作る時の議論で、10年ほど、こういうシステムをつくる議論をした時に、研究教育の評価については、やはり独立の機関がしなければいけないという大前提があつて国立大学法人ができたのです。そのときに医学部の附属病院は別と単純に考えられないとすれば、「つつ」なのか、それともそれをやはりきちんと評価して、医学部はまた経営の問題も持っていて、大学の収入のかなり大きな部分を占めています。それが上手くいかないと医学部を持っている大学はがたがたします。だから、その辺をどうするかはかなりデリケートな問題で、文案が書かれているからといっても、もしかしたら遡って議論する機会は第2期目しかありませんから、やはり相互にご議論いただき、紙に書いてあるからいいよという話では多分ないと思いますので、これはどうぞよろしく願いいたします。

● はい、わかりました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、今、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループでやっていただきましたことで、資料2の「とする」といった字句を整えさせていただいて、文部科学省の方にご連絡申し上げてご検討いただくことにしてよろしゅうございませうか。どうもありがとうございました。

次は、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況の評価方法に関する検討について、文部科学省の評価委員会から検討依頼がございましたようです。それにつきまして、課長からご説明いただいて、ご議論いただこうと思います。

● 本件は第1期中期目標期間の評価結果の確定に関する案件でございまして、評価の確定に係る実施要項を決定する際に文部科学省へ検討状況という形で途中経過を回答していたものにつきまして、今回最終案として提出しようとするものです。この資料3につきましては、10月に一旦文部科学省の方に提出したものを、見え消しの形で用意させていただいているものです。基本的には、10月に提出した段階で現在進行形の表記であったところを、最終的な対応として文末の表現を完了形に改めたものです。

また⑤「現況分析の結果と達成の関係」の部分につきまして「大きな乖離」というこ



とにとどめていた部分を、具体的に「２段階以上の差」ということで、つけ加えさせていただきます。

それから⑥「意見の申立ての方法を工夫すること」についてですが、「中期目標の達成状況の評価における判断理由が明確に把握できるよう、評価結果案送付時に、各中期計画の判定一覧も通知し、意見の申立てができることとした」それから「意見の申立ての対象について、平成１６～１９年度の評価では、事実誤認や誤字脱字等の字句修正を中心としていたが、今回、評価結果そのものや表現の変更にまで拡大することとした」という、最終的な検討結果をもって文部科学省の国立大学法人評価委員会の方にお答えしようというものです。以上です。よろしく申し上げます。

○委員長　これは前に、文部科学省で申立てについて、少し拡大してもらいたいという話があったのですね。

●　はい。

○委員長　これは評価結果の確定ではもう少し広い範囲の対応ができるように、文部科学省に報告してご決定いただくことにしたいということでございますが、よろしゅうございませうか。それでは、ご了解いただけたことといたします。

次は、第１期中期目標期間における評価結果の確定の実施体制についてご審議をいただきます。まず事務局からご説明ください。

●　資料４になります。第１期中期目標期間の評価結果の確定に際しまして、評価者の方と実際の評価の体制をどうするかということでもとめた案です。

実施体制の方針としましては、資料の１ページ目でまず「①平成１６～１９年度に実施した教育研究評価と継続性のある体制で設置する」ということになっております。平成１６～１９年度の評価体制を基本的に踏襲するものとして、下の図にありますように、国立大学教育研究評価委員会のもとに達成状況判定会議、現況分析部会を置くことになっております。それから、継続性のある体制ということから、平成１６～１９年度評価で実際に評価していただいた方の中から選出して、原則、前回と同じ法人を担当していただきたいということです。それから②ですが、今度は評価結果の確定ということで、評価作業に応じた規模、つまり、かなり縮小した体制ということで考えております。

２ページ目が達成状況判定会議に関係する部分になっております。まず平成１６～１９年度の評価結果を変えるような顕著な変化があったかということの確認が主になりますので、体制としましては前回同様、第１から第８グループまでを編成することにして

おります。この体制につきましては、文章ですとちょっとわかりにくいものですから、参考4を用意させていただいております。

こちらは達成状況判定会議の第1グループの例です。第1グループが担当する範囲には12大学が含まれております。平成20年度の評価時には4チームに分かれていて、それぞれのチームのチーム主査からグループリーダーという方が選出されていらっしゃるのですが、その内から今回の確定評価時のグループリーダーを選ぶという形で考えております。

評価担当者につきましても、平成16～19年度の評価の主担当が、それぞれのチームにいらっしゃいましたが、その中からお1人ずつ選ぶということで4チームですから4人に担当していただいております。

主担当のほかに副担当としてもう1人の方にも見ていただく必要がありますので、それぞれの方には主担当として3大学を見ていただき、副担当としてまた別の評価担当者の方が見ていただいた部分についても評価していただくことを考えております。

それから有識者の方として、主担当が作成した案に対して意見を付すという役割で、有識者の方もお1人加わっていただくということで、第1グループで言えば6名の体制で行ってはどうかというものです。

そうしますと、第1グループから第8グループでチーム数は26なのですが、評価者数は46名で実施可能ではないかと考えているところです。③の評価者の選考に当たっては、方針どおり平成16～19年度の評価者より選考してはどうかということです。グループリーダーも、先ほども申し上げましたが、平成20年に評価したときのグループリーダーを原則選考し、主担当につきましては主担当の中からチームごとに一、二名選考、有識者も原則平成16～19年度の評価でお願いした先生を選考してはどうかというものです。

続きまして、現況分析部会につきましても、参考4でイメージ図を示しております。これは社会科学系部会ということですが、組織数としましては197組織が該当するわけですが。ここでは4人の評価者の方で見ていただきまして、1人当たりでいきますと50組織ぐらい見ていただく計算になりますが、実は新規の組織は別として、顕著な変化があった組織のみを対象とするということでもありますので、全く1から見るとはならないということもあり、評価者の方にもそれほど大きな人数が要らないということで、こういった案を考えているところです。平成20年度以降に新規に設置された組織の数は、

資料4の3ページの中ほどに示しておりますように教育では35組織、研究では15組織になっておりまして、それは平成20年度に実施した評価と同じ方法で行います。

実際の新規組織といいますのが、参考5で平成20、21年度に新たに設置された学部・研究科一覧ということで用意させていただいておりますが、教職大学院の関係がほとんどございまして、内部の改組といったものも含めて合計で50組織になっているところです。評価者の選考に関しましては、それほど人数の必要もないであろうという判断から、平成16～19年度の評価で部会長、副部会長を担当していただいた人をお願いしてはどうかと考えているところです。

それから資料4の4ページで、最後に「研究業績水準判定専門委員」というところがあります。こちら平成20年、21年にできました新規組織から研究業績説明書が提出された場合に水準判定を行っていただくことが主な仕事になるのですが、まず体制としましては、1つの業績につき2人の評価者が判定するというで考えております。研究の新組織数はそんなに多くないということで、実際に出てきた際の研究分野に応じた数で実施しようと考えております。選考についても、平成16～19年度の評価者から選考しようと考えているものです。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○委員長 大変たくさんのご説明をいただきました。新規のものがそんなにたくさんないといっても50ぐらいありますから、結構な数です。各グループの責任者の方々を中心に評価チームをつくろうというのが大方のご提案でございます。

それから業績につきましては、やはり新規の分だけについて人数は減るが、それは過去に評価を担当していただいた方の中から絞り込んで選びお願いすることでいけるのではないかとご提案です。

● 1点修正させていただきます。資料4の1ページ目の1、実施体制の方針の中の①、2行目「継続性のある体制で設置する」になっていますが、これは「体制で実施する」でございます。大変失礼いたしました。ご修正、よろしくお願ひいたします。

○委員長 これは、「設置」は既にあるので、「実施する」と直していただきます。

それでは、この方針で進めていただくことでよろしゅうございましょうか。具体的に作業するのは来年ですか。

● 今年（平成22年）の6月末には大学から出てきます。

○委員長 平成23年1月までにでき上がっていただければならないのですね。

● はい。

● 今の案をお認めいただければ、事務局で原案を用意させていただいておりますので、配付させていただきます。

○委員長 「資料回収」と書いてありますね。既に実際の作業をしていただいた方ばかりで、大先生方ばかりでございますので、願いをしたらやっていただけると思いません。

● ただいまお配りした資料は、先ほどの方針を踏まえた達成状況と現況分析それぞれの評価者の候補者案です。所属は委嘱時点ということで平成20年度に評価をお願いしたときの所属になっております。まだ本人に今後了解をとる必要があります、また手続のこともありますので、最終決定の評価者につきましては、次回の本委員会で報告させていただきたいと考えております。

○委員長 前回の評価作業の主力メンバーといっても、本当にコアになってやっていただいた先生方ばかりでございますので、ご了解いただけたらと思います。この線でお願いを始めてよろしゅうございましょうか。

それでは、ご在席の方もいらっしゃいますので、ご了解をなるべく今いただけるようをお願いをしながら、先に進みたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からご説明ください。

● 資料5になります。左側にこの委員会の動き、それから右側に第1期中期目標期間の評価結果の確定作業ということで整理させていただいております。委員会の動きについては、第1期の評価結果の確定と、第2期の評価の方法の検討と2つに分けさせていただいております。

まず第1期中期目標期間の評価結果の確定に関しましては、参考6にありますように、現在、文部科学省の国立大学法人評価委員会におきまして、第1期中期目標期間の業務の実績評価に係る実施要領の修正が検討されているところです。

修正の背景としましては、大学評価・学位授与機構の評価結果に疑問点があった場合、文部科学省の国立大学法人評価委員会が質問して再確認を行うことが考えられることから、今まで「評価結果として基本的にそのまま受け入れることとする」とあった部分を削除しまして、「評価結果を尊重する」という修正を今検討されているということです。これにつきまして、「そのまま受け入れることとする」を削ったからといって、これまでの考え方を変わるものではないと文部科学省の担当課から聞いているところです。

その結果、文部科学省の国立大学法人評価委員会に評価結果案として、大学評価・学

位授与機構から法人へ意見申立ての照会を行う前のものを今年の12月中に、さらには意見申立ての対応まで終わったものを来年1月中旬に報告しなければならないことになりまして、意見申立ての照会と評価結果の取りまとめの時期が早まっているというのが今の現状になっております。

それから、第2期の教育研究評価の関係では、先ほど審議いただきました方向性を踏まえまして、今後実施要項等を作成していく必要があるのですが、7月になってしまいますと確定作業の業務量がかなり増えることもあり、4月早々から方向性の検討課題に着手して進めていきたいと考えているところです。

そのため、国立大学教育研究評価委員会の開催時期につきましては、第2期の教育研究評価のためのワーキングを継続して4月、5月、6月それぞれ1回行って、その経過を6月にこの委員会に素案として諮らせていただければと考えているところです。

1期の確定の作業が早まるという関係もありまして、今までの予定では、第26回、27回の本委員会も年が明けてからと考えておりましたが、評価結果をなるべく早く文部科学省に出さなければいけないこともあり、12月と1月に開催するスケジュールになっているところです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 この「基本的にはそのまま受け入れるとする」というのは別に法律に書かれている言葉ではなく、どこかで誰かが書いたのですよね。これは実は、国立大学法人を作る時に「尊重する」という言葉を我々は随分議論して付けたのです。だから、「尊重する」という意味を、「そのまま受け入れる」と誰かが書いてしまったのですが、「尊重する」というのはもともとの法律用語でもあったし、それから国立大学協会での議論の最終的な言葉でもあったのです。ただ、文部科学省の国立大学法人評価委員会で議論をして、本委員会へ返して、疑問があったら修正してもらおうということは多分表立ってはできないと思います。これはやはり原理原則の問題があります。ただ、事務局で十分に意見交換をして、それからワーキンググループの中できちんと固めるのは当然のことです。それはもう「尊重する」中で、色々な作業で消化するという事は問題ないと思います。ですから、これをわざわざ、そっくり引き受けることをひっくり返すという議論をすること自体が、実はあまり格好よくない言葉でございます。こんなやりとりはやはりしないでおいってください。ですから、もらったものをこちらで修正することはあり得ません。

○ 表現の差の意味ですが、私が理解しているところでは、そんなことではなくて、

少し厳密に読んでいただくとわかるように、国立大学法人評価委員会は、大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重し、大学評価・学位授与機構が付す中期目標の達成状況に係る評定、その5段階を評価結果として、基本的に受け入れるとなっています。その部分だけを尊重するのかとなってしまいますので、「大学評価・学位授与機構による各法人の中期目標達成状況の評価」の名称で機構にお願いしているので、その結果を尊重するとすっきりさせた方が趣旨がすっきりするのではないかという議論の結果と思います。その委員会自体は非公開ですので、大学評価・学位授与機構がやったことをひっくり返すためにあるというような議論ではないはずです。

それで、尊重するということは、基本的にそのまま受け入れることですから、そういう表現になっていると思うのです。ただ、今の議論ではなくて、「基本的にそのまま受け入れる」という言い方は、どちらを向いているかわからないので、ちょっと安易に捉えられるという議論が委員会の中であったのは確かです。

○委員長 文部科学省の国立大学法人評価委員会の委員からですか。

○ ええ。しかし尊重するという意味は変わっていないと思いますので。

○委員長 何故、そのまま受け入れるという言葉が入ったのか私もわかりませんが、「尊重する」ということでよろしいのではないかと思います。そのためには事前の色々な意見交換があって尊重してもらおうということだと思えます。この資料はあまり表へ出たくないもののような気がしますので、適宜ご承知ください。ぜひ趣旨をきちっと知っておいていただけるとありがたいと思います。

● わかりました。

○委員長 よろしゅうございましょうか。文部科学省ともよくご相談いただいて、きれいな形にしてください。

それでは、スケジュールが少し早まりますが、それは意見交換のことであって、出た書類について意見をもらうというようなことでは多分ないということは機構でもよくご理解いただいておりますので、できれば出たものがすっと使えるような形の手続きを取っていただくようにしていただけるとありがたいと思います。

それでは、平成23年1月を目処にして作業を終わらせるということでご協力いただきたいということでございますが、よろしゅうございましょうか。

今日の議題はこれで終わりましたが、ワーキンググループの主査として、すべてのことを繰り返しまとめていただきました。ワーキンググループはまだ残りますが、ワーキ

ンググループ主査としてお務めくださるのは、平成22年3月で終わります。心から本当にお礼を申し上げます。拍手で我々お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○ どうもありがとうございました。

○委員長 よろしければ、これで国立大学教育研究評価委員会第24回を終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —